傍　聴　遵　守　事　項

印西地区次期中間処理施設整備検討委員会
委　員　長　　（　　）

１　傍聴する場合の手続

⑴　傍聴を希望する方は、受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示により会場に入室してください。

⑵　傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。

２　傍聴することができない者

次に掲げる事項に該当する者は、会議を傍聴することができません。

⑴　凶器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

⑵　プラカード、旗、ビラの類を携帯している者

⑶　はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

⑷　酒気を帯びていると認められる者

⑸　その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

３　傍聴するに当たって守っていただく事項

傍聴人は、次に掲げる事項を守り傍聴してください。

⑴　会議を傍聴するに当たっては、印西地区次期中間処理施設整備検討委員会（委員長）の指示に従うこと。

⑵　拍手その他の方法により、会議における発言に対して、公然と賛否を表明しないこと。

⑶　発言し、又は騒ぎ立てないこと。

⑷　会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

⑸　他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。

⑹　会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、印西地区次期中間処理施設整備検討委員会（委員長）の許可を得た場合は、この限りではない。

⑺　その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

４　傍聴人が、３の事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。